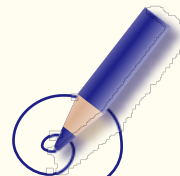
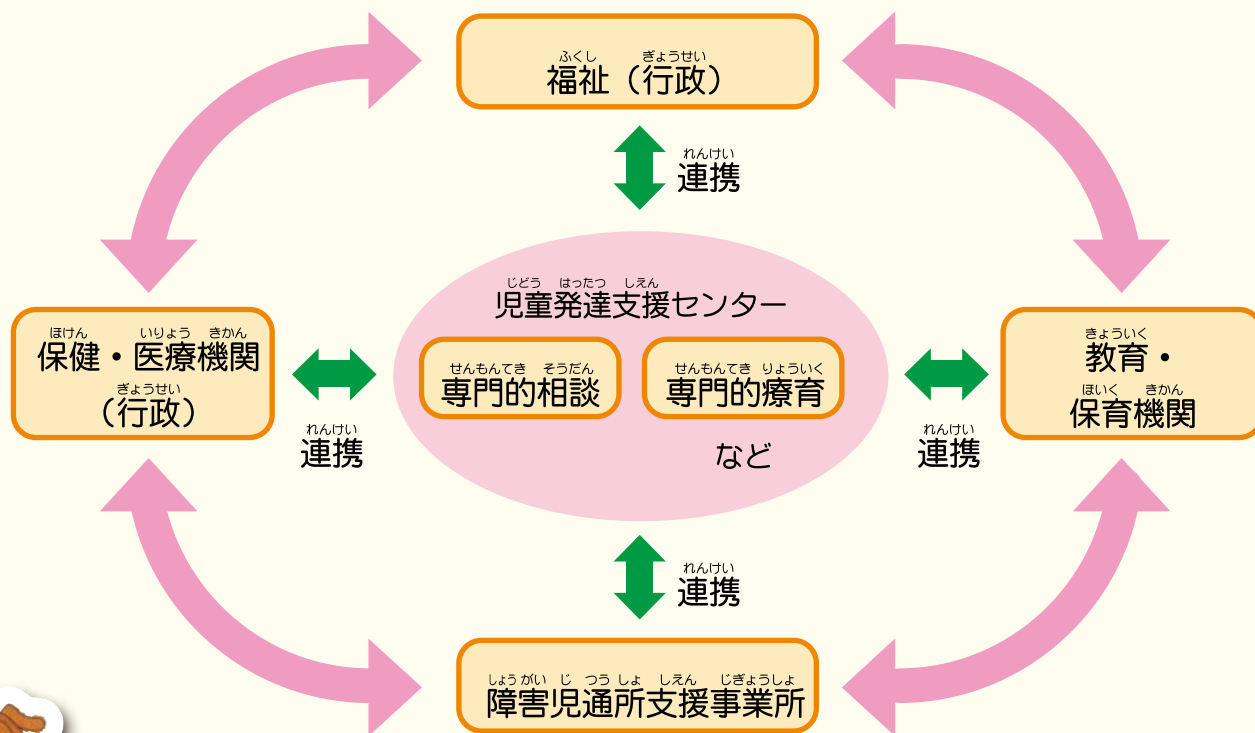


(2) 障がい児支援体制の構築

障がい児への支援については、各サービスの市内事業所数の確保に努めるとともに、重度障がい児の受け入れできる事業所の増加や、医療的ケア児への対応強化について検討を進めるなどサービス提供における向上を図っていきます。

また、障がい児への専門的な相談やケア体制の構築のため、児童発達支援センターの設置に向けて推進するとともに、センターを中心とした市内での支援体制の充実につながるように、センターと市内障害児通所支援事業所や教育・保育機関等との連携を図るよう体制づくりに努めます。

本市の障がい児支援体制の構築のイメージ



合理的配慮とは・・・

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など。

児童発達支援センターとは・・・

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

しょうがい ふくし けいかく せいにか もくひょう へいせい ねん ど もくひょう 障害福祉計画の成果目標（平成32年度の目標）

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

〈目標〉 福祉施設の入所者の平成28年度末現在、福祉施設に入所者している211人のうち、9%にあたる18人の地域生活移行を目指します。

〈目標達成に向けて〉

- ・住まいの確保のため、グループホーム、一般住宅等、居住サポートを図ります。
- ・地域住民への障害の理解のため、障害に関する啓発活動を進めます。
- ・地域移行支援や地域定着支援といったサービス利用を通しての移行促進を図ります。

(2) 福祉施設（就労系サービス利用）から一般就労への移行

〈目標〉

①一般就労への移行者数
平成28年度の年間実績（24人）の1.25倍にあたる30人の移行を目指します。

③就労移行支援の利用者
平成28年度の年間実績（44人）の1.27倍にあたる56人の移行を目指します。

②就労移行支援事業所の就労移行率
就労移行率3割以上の事業所数は現在1か所であり、今後とも1か所（12.5%）を維持します。

④就労定着支援
就労定着支援の開始1年後の職場定着率を78.57%（利用見込み28人中22人）を目指します。

〈目標達成に向けて〉

- ・関係機関と連携し、一般事業所への障がい者雇用に関する情報の提供と、理解促進に取り組みます。
- ・市内就労支援事業所の「シヨップワークプロジェクト」やサービス管理者連絡会等で、一般就労へ向けての取り組み、情報交換を図ります。
- ・事業所と計画相談員の連携による、一般就労への移行時のサービス切り替え（就労支援から就労定着支援へ）をスムーズに行うように促していきます。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

〈目標〉 障がい者自立支援協議会の「医療・保健・福祉連絡会議」に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場機能を付与し、対応します。

「障がい児福祉計画」の成果目標

① 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

- ・特別支援保育での障がい児の受け入れを、第1期では各年5人づつの増加を見込み、受け入れ体制づくりを推進します。
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）での障がい児の受け入れを、平成32年度までに現状より12人増を見込み、受け入れ体制づくりを推進します。
- ・幼稚園での障がい児の受け入れを、平成32年度までに現状より27人増を見込み、受け入れ体制づくりを推進します。



施設等	実績(人)		利用見込み量(人)		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	30	40	45	50	55
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	50	73	79	82	85
幼稚園	55	60	69	78	87

② 児童発達支援センターの設置

- ・市内事業所との協議の場を設け、実現可能な事業所にアプローチしていきます。

③ 保育所等訪問支援の充実

- ・現在、本市では1事業所が保育所等訪問支援を行っていますが、平成30年度には2事業所になる予定です。今後も、既存の事業所に対して、サービス利用のニーズを伝え、マンパワーの拡充を図るように促すなど、利用ニーズを把握しながら提供体制の確保を図ります。



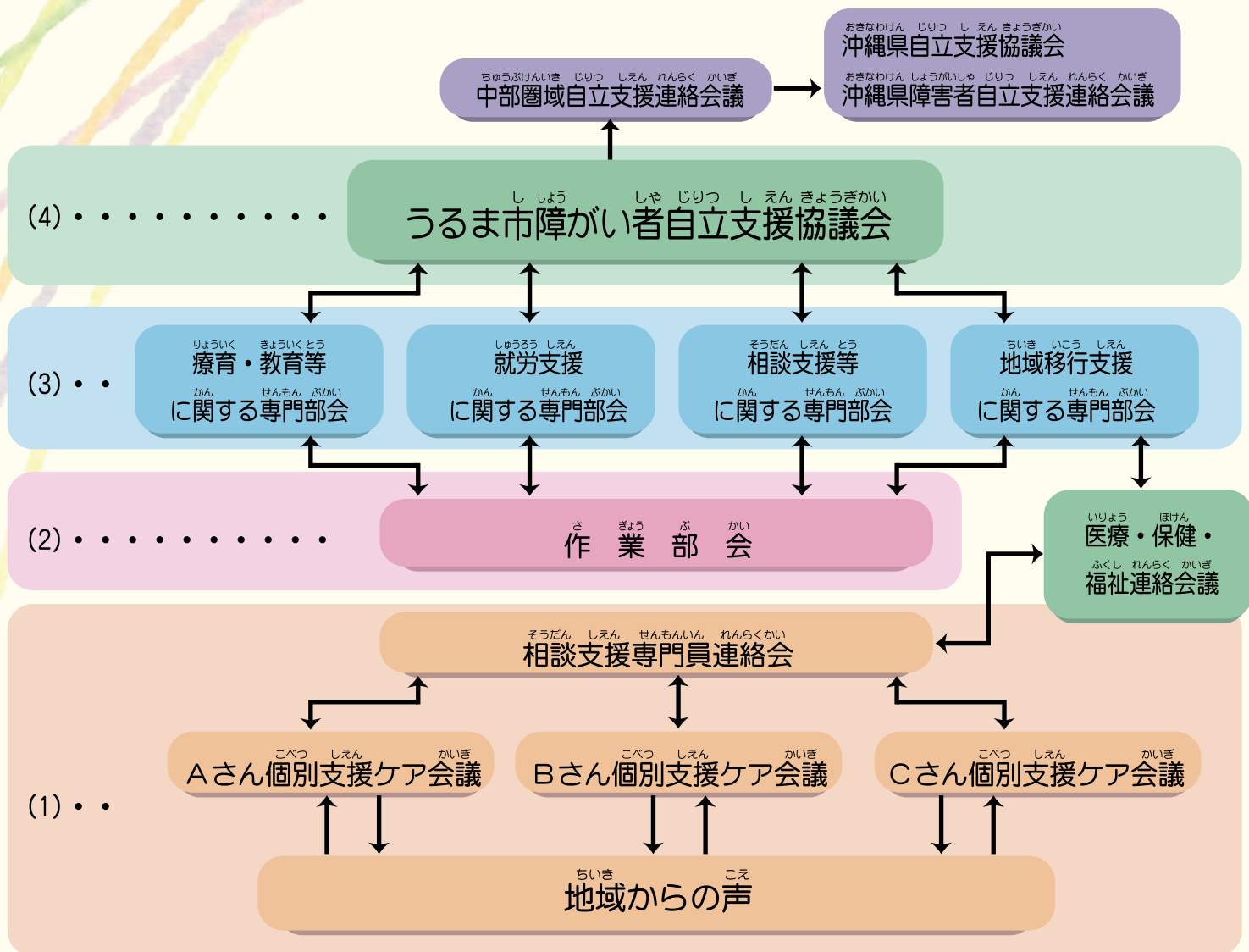
④ 重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所等の確保

- ・現在、本市では1事業所が主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行っています。既存の事業所のマンパワーの拡充及び他事業所への新規参入へのアプローチを図り、今後の提供体制確保に努めます。

⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- ・「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」は既に、障がい者自立支援協議会の療育・教育専門部会において必要時間開催されており、うるま市独自の「あったらいいな支援」において実際に協議されサービス化も行っています。今後も同協議の場を自立支援会議の機能に付与して実施します。

うるま市障がい者相談支援体制



(1) 相談支援専門員は地域から処遇困難なケースがあがるとどのような支援が出来るのか個別支援ケア会議を行う。

(3) 専門的なアドバイスが必要な場合、専門部会を開く。専門部会の人選は作業部会で行い、自立支援協議会事務局が収集を行う。

(2) 個別支援ケア会議において解決できそうにない場合、作業部会において「あったらいいな支援」を検討。

(4) 専門部会を開き、「あったらいいな支援」がどのような形で支援できるのか専門的な立場から検討し、市町村で解決出来ない場合は自立支援協議会にあげる。

※あったらいいな支援

現制度では解決出来ないケースについて「こんなあったらいいな」という支援について話し合う。以後の流れの中で新事業の立ち上げ等に関わる重要な内容。

第3次うるま市障がい者福祉計画 平成30年3月

発行 うるま市
企画・編集 障がい福祉課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL 098-973-5452 FAX 098-973-5103